

福島県林業・木材産業循環成長対策交付金交付要綱

制定 30森第712号

平成30年6月11日

最終改正 7森第163号

令和7年5月9日

(趣旨)

第1条 県は、森林整備の推進、森林の多様な利用・緑化の推進、望ましい林業構造の確立、担い手の育成確保、特用林産の振興、木材利用及び木材産業の体制整備の推進を図るとともに放射性物質への影響に対処するための実証的な取組を行うため、事業実施主体等に対し、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知、以下「国交付要綱」という）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び補助額)

第2条 県は、別表1に掲げる事業主体が同表の事業を行う場合について、事業実施主体に対し必要な経費を交付するものとし、その額は同表に掲げる額の範囲内において、知事が定める額とする。

(交付申請書)

第3条 規則第4条第1項の申請書、規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は別表2によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表3に定める変更以外の変更とする。

2 規則第6条第2項に規定する事業の完了後においても従うべき事項は次のとおりとする。

- (1) この要綱に基づき交付を受けた事業主体は、交付事業により取得し又は、効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、交付金の交付の目的に従い効果的な運用を図らなければならない。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により交付金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、事業交付金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第8条 規則第11条に規定する事業の状況報告は、様式第5号により、交付金の交付決定のあった年度の各四半期(第4四半期を除く)の末日現在において、当該月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。なお、福島県森林・林業労働安全衛生総合対策事業における事業遂行状況報告については、福島県森林・林業労働安全衛生総合対策事業事務取扱要領に基づき行うこと。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別表2によるものとし、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して10日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付金の交付の請求)

第10条 交付金の交付の決定の通知を受けた事業主体は、交付事業を完了した場合は事業交付金交付請求書(様式第6号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 事業主体は、交付事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令で定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)第5条による)で知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 交付金の交付を受けた事業主体は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿、その他書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 事業主体は、規則第4条の規定に基づく交付金の申請に当たり、当該交付金に係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、規則第13条の規定に基づく実績報告を行うに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金から減額して報告しなければならない。
- 3 第1項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、交付金に係る消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(間接補助金交付の際の付すべき条件)

第14条 事業主体は事業実施主体に交付金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式8号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(権限の委任)

第15条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限に関するものは、福島県財務規則第4条第3項の規定に基づき、広域団体が事業実施主体となるものを除き、所轄の福島県農林事務所に委任する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1)福島県森林・林業再生基盤づくり交付金交付要綱
(平成25年6月4日付け25森第700号)

3 平成29年度以前の交付金等については、従前の要綱による。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月6日から施行し、平成30年度分の交付金から適用

する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行し、平成 31 年度分の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、令和 2 年度分の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年度分の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、令和 4 年度分の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行し、令和 5 年度分の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 9 日から施行し、令和 7 年度分の交付金から適用する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 福島県林業種苗生産施設体制整備事業補助金交付要綱

(平成 24 年 11 月 9 日付け 24 森第 1803 号)

(2) 令和 6 年度以前の福島県林業種苗生産施設体制整備事業補助金については、従前の要綱による。